様式第１号

**令和　　年度　鯖江市公共施設使用料減免申請書**

令和　　　　年　　　月　　　日受付

鯖江市長　殿

団　体　名

代表者職

代表者氏名

住　　　所

電話番号　（　　　　　）　　　－

鯖江市公共施設使用料の減免について、鯖江市使用料減免規程第６条第１項の規定により、関係資料を添えて次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| **利用施設名** |  |
| **活動目的**  **および内容** |  |
| **備考**  ※該当する□にレ点を記入してください | □当団体は、**地区の公共的団体**であり、その目的のために施設を使用します。  □当団体は、**青少年健全育成を目的とする団体**であり、児童生徒を対象とした  活動のために施設を使用します。  □当団体は、**障がい者団体**であり、その目的のために施設を使用します。  □当団体は、**地区の公共的団体の上部団体**であり、その目的のために施設を使用  します。  □当団体は、**上記のいずれにも属さない公共的団体**であり、その目的のために  施設を使用します。 |
| □当団体の活動は、収支を伴いません。 |

**提出資料一覧（提出必須、様式自由）**

１．□ 構成員名簿（氏名、住所および年齢または所属・学年等が分かるもの）

２．□ 団体規約や入会案内など、活動目的および活動内容が分かる書類

３．□ 会費を徴収している場合は、用途を含めて収支が分かるもの（予算書など）および前年度の決算書（見込み可） ※収支がない場合は、備考の□にレ点を記入してください。

---------------------------------------------------------------------------------------

前年度より継続　・　新規、その他

**＜処理欄＞**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **使用料決定区分** | **決定理由（減免規程）** | **減免期間** | 令和　　年　　月　　日から | |
| □免除する | 第２条第 ３ ４ ５ ６ 号 | 令和　　年　　月　　日まで | |
| □減額する(80％) | 第３条第３号 | 財務政策課長 | 所管課長 | 施 設 長 |
| □減額する(30％) | 第４条第２号 |  |  |  |
| □減額しない |  |

**地区公民館等市内公共施設使用料減免団体一覧表**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **対　象　団　体** | **対 象 施 設** | **減免状況** | **申請の有無** |
| **地区で活動する公共的団体**  **（文化講座および開放学校除く）**  ・各地区区長会　・各地区老人クラブ  ・各地区各種実行委員会　・各地区女性会 等 | 地区公民館等  地区体育館等  小中学校 | **免除**  第２条（３） | **施設ごとに**  **申請が必要** |
| **市内保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小・中・高校および高専** | 全ての施設 | **免除**  第２条（２） | 申請不要 |
| **青少年健全育成団体**  ・スポーツ少年団　・総合型地域スポーツクラブ（青少年健全育成団体に限る）　・ＰＴＡ 等 | 全ての施設 | **免除**  第２条（４） | **施設ごとに**  **申請が必要** |
| **障がい者団体**  ・鯖江市視覚障害者福祉協会  ・鯖江市聴覚障害児者友の会  ・鯖江市肢体障害者福祉協会  ・鯖江市心身障害児（者）協会  ・鯖江市精神障がい児（者）福祉協会 等 | 全ての施設 | **免除**  第２条（５） | **施設ごとに**  **申請が必要** |
| **地区で活動する公共的団体の上部団体**  ・鯖江市区長会連合会、・鯖江市連合女性会  ・鯖江市老人クラブ連合会  ・鯖江市赤十字奉仕団  ・鯖江市母子寡婦福祉連合会　等 | 全ての施設 | **免除**  第２条（６） | **施設ごとに**  **申請が必要** |
| **上記以外の公共的団体**  ・鯖江市文化協議会  ・鯖江市くらしをよくする会  ・鯖江市医師会  ・総合型地域スポーツクラブ（青少年健全育成  団体を除く）　等 | 全ての施設 | **８０％減額**  第３条（３） | **施設ごとに**  **申請が必要** |
| **文化講座登録団体**  **開放学校利用登録団体** | 地区公民館等  地区体育館等  小中学校 | **８０％減額** | 申請不要 |
| **鯖江市および附属機関**  **（ただし、その施設に事務所を置き、事務・事業を行う場合を除く）** | 全ての施設 | **８０％減額** | 申請不要 |
| **鯖江市および附属機関**  **（その施設に事務所を置き、事務・事業を行う場合）**・健康づくり課　・地区公民館 等 | その課等が事務所を置く施設 | **免除** | 申請不要 |
| **指定管理者**  **（施設の維持費を負担している団体）** | その団体が維持費を負担している施設 | **免除** | 申請不要 |

・空調の使用については使用料金減額前の２０％を徴収します。ただし、使用料が免除の団体については空調の料金も免除となります。なお、上記にかかわらず、**総合体育館およびスポーツ交流館の空調料金は既定の料金とし、免除団体についても有料**です。